

秋田市告示第220号

次の書類は、その送達を受けるべき者の居所等が不明のため送達できないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定に基づき、公示送達する。

なお、当該書類は企画財政部市民税課で保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

令和5年8月9日

秋田市長 穂 積 志

- 1 送達を受けるべき者の氏名および住所  
別紙（省略）のとおり
- 2 送達すべき書類の名称
  - (1) 令和5年度市民税・県民税納税通知書兼決定通知書（令和4年度賦課分）
  - (2) 令和5年度市民税・県民税納税通知書兼決定通知書
  - (3) 令和5年度市民税・県民税納税通知書兼変更通知書